

17 北環環第 379 号
平成 17 年 12 月 7 日



東京都知事

石原慎太郎 殿

東京都北区長 花川與惣木



北区豊島五丁目団地、豊島四丁目開発地域及び豊島五・六丁目開発地域におけるダイオキシン類土壤汚染対策の地域指定要請について

このことについて、平成 17 年 7 月 8 日付け 17 環改有第 169 号による東京都環境局環境改善部長からの文書に基づき、ダイオキシン類土壤汚染対策地域（以下「対策地域」という。）の指定を前提とした調査を進めておりましたところ、この度北区の詳細調査が終了いたしました。また、独立行政法人都市再生機構においても一定の調査を終了し、緊急対策を進めています。

調査の結果、ダイオキシン類の汚染が標記地域の各所で確認され、区といたしましても、総合的な対策が必要と考えております。

そこで、同地域で「人が立ち入ることができ」かつ「ダイオキシン類が環境基準を超えて検出」されている場所は、汚染状況、原因究明の徹底及び処理対策の透明性を確保するため、対象地全域についてダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）を適用し、対策地域に指定することを要請いたします。

なお、付近住民は健康への影響を懸念すると共に、早期の対策を求めております。特に、北区立豊島東保育園においては、園児と保護者が安心できる保育環境を一刻も早く回復できるよう切望いたしております。

同地域の土壤汚染は、過去にも例をみない大規模なものであり、東京都において対策を実施されるよう強く要望いたします。

同地域の現状は、以下の通りです。

1. 豊島五丁目団地

(1) 区施設

北区は、環境基準を超えた旧豊島東小学校、東豊島公園（北）、東豊島公園（南）については、東京都の指導に基づき、立入禁止措置をとるとともに、青色ビニールシートにより飛散防止対策をとっています。

なお、東豊島公園（南）は現在詳細調査を継続していますが、他の施設は詳細調査を終了しています。豊島東保育園につきましては、開園を続けながら園庭は直ちに立入禁止措置を行い、アスファルト舗装により飛散防止対策を行っております。

また、学識経験者等による北区豊島地区ダイオキシン類健康影響評価検討委員会を立ち上げ、すでに区民の健康調査実施に向けて検討を開始いたしました。

(2) 団地（独立行政法人都市再生機構）

豊島五丁目団地については、独立行政法人都市再生機構が概況調査の結果を踏まえ緊急対策として 20 センチメートルの盛土を実施し、その後、汚染が確認された重金属等の措置として、団地全域について土壤汚染対策関係法令に基づく盛土等の対策を実施中です。

2. 豊島四丁目開発地域

都道補助 93 号線は、独立行政法人都市再生機構が実施した概況調査結果を踏まえ東京都が緊急対策として植栽部をアスファルト舗装しています。

また、豊島四丁目区道は独立行政法人都市再生機構が開発地域の東側の区道は調査を終了し、西側の区道は詳細調査を継続しています。

3. 豊島五・六丁目開発地域

将来スパ-堤防となる豊島六丁目あそび場及び北区区画街路五号線用地については、独立行政法人都市再生機構が青色ビニールシート及びアスファルト舗装による緊急措置を行うとともに詳細調査を実施し、掘削除去工事に着手しています。